

○ケース1（規模制限ない増改築）とケース3（1/2以下増改築）の比較表

	ケース1	ケース3	ケース1	ケース3
	〈構造耐力上主要な部分〉		〈建築設備・屋根ふき材等〉	
増改築部分	令第3章第8節	(地震時) 法第20条第二号イ後段及び第三号イ後段。 ただし、四号建築物のうち木造については、令第42条、令第43条、令第46条のみ。	令第3章第8節	
		(地震時以外) 令第82条第一号から第三号。 ただし、四号建築物のうち木造については、令第46条第4項のみ。		
	令第3章第1節～第7節の2 法第40条による規定	令第3章第1節～第7節の2 法第40条による規定	令第3章第1節～第7節の2 法第40条による規定	昭和46年告示第109号
			令第129条の2の4	令第129条の2の4第三号 令第129条の2の5第1項第二号及び第三号 令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機に関する一部の規定
既存部分	令第3章第8節	(地震時) 法第20条第二号イ後段及び第三号イ後段。 ただし、四号建築物のうち木造については、令第42条、令第43条、令第46条のみ。		
		(地震時以外) 令第82条第一号から第三号。 ただし、四号建築物のうち木造については、令第46条第4項のみ。		
	耐久性等関係規定	耐久性等関係規定		
			令第129条の2の4第三号 令第129条の2の5第1項第二号及び第三号 令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機に関する一部の規定 昭和46年告示第109号	令第129条の2の4第三号 令第129条の2の5第1項第二号及び第三号 令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機に関する一部の規定 昭和46年告示第109号

○ケース2（規模制限なし増改築（EXP.J））とケース4（1/2以下増改築（EXP.J））の比較表

	ケース2	ケース4	ケース2	ケース4
	〈構造耐力上主要な部分〉		〈建築設備・屋根ふき材等〉	
増改築部分	令第3章	(地震時) 法第20条第二号イ後段及び第三号イ後段。 ただし、四号建築物のうち木造については、 令第42条、令第43条、令第46条のみ。	令第3章	昭和46年告示第109号
		(地震時以外) 令第82条第一号から第三号。 ただし、四号建築物のうち木造については、 令第46条第4項のみ。		
	令第3章第1節～第7節の2	令第3章第1節～第7節の2	法第40条による規定	
	法第40条による規定	法第40条による規定	法第40条による規定	
			令第129条の2の4	令129条の2の4第三号 令第129条の2の5第1項第二号及び第三号 令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機に関する一部の規定
既存部分	耐久性等関係規定	耐久性等関係規定		
	(地震時) 法第20条第二号イ後段及び第三号イ後段又は耐震診断	(地震時) 法第20条第二号イ後段及び第三号イ後段又は耐震診断。 ただし、四号建築物のうち木造については、 令第42条、令第43条、令第46条のみ。		
	(地震時以外) 令第82条第一号から第三号	(地震時以外) 令第82条第一号から第三号。 ただし、四号建築物のうち木造については、 令第46条第4項のみ。		
			令129条の2の4第三号 令第129条の2の5第1項第二号及び第三号 令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機 昭和46年告示第109号	令129条の2の4第三号 令第129条の2の5第1項第二号及び第三号 令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機に関する一部の規定 昭和46年告示第109号